

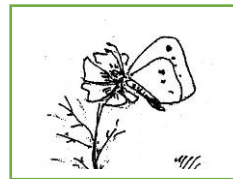
# ビキニ被災支援 ニュース

# 室戸の会

2023年05月30日 No.52

発行 ビキニ被災を支援する室戸の会 太平洋核被災支援センター

連絡先 事務局 宿毛市 088-066-1763(山下) 室戸の会 0887-35-8725(濱田)



## 室戸市役所ロビーで「第五福竜丸と室戸」パネル展

「ビキニデーin 高知 2023」企画に先立ち、室戸市役所のロビーにて「第5福竜丸と室戸」と題してパネル資料などの展示会を4/17～4/28の期間におこないました。太平洋での核実験は、第五福竜丸だけに被害があったのではなく、当時のマグロ船のすべて、実験場の近くの人々、さらには太平洋を生活としている魚介類すべてに影響があったということを感じたのです。

初日のオープンセレモニーには元マグロ船で漁労長も務めたYさんが室戸のマグロ船の被爆の状況などの概要を話してくれました。また、当時第五海福丸の船員だったOさんが築地に入港した時に厚生省の白い服を着た人たちがやってきてガイガーカウンターでいくつかのマグロをピックアップしながら調べ、ガイガーカウンターが反応していたこと、船員の頭や軍手からも強い反応があったことを話してくれました。勤務を終えた職員の方や地域学習をしていた高校生や市民の方も一緒に話を聞いてくれました。

### ○感想文

・「出来事は歴史となる。語り継ぐものがいなければ、いずれ忘れ去られるか、書棚の文字となる。声、言葉(文字)として伝えられるものとは重みが違う。お話を聞き、写真や説明書きを見て、改めてそう思った。お話を聞かなければ、どけほど真剣に読んだらうか。」

## ビキニデーin 高知 2023

5/6・7の幡多のフィールドワーク企画には80

人、5/8の全体集会には約250人の参加がありました。全体集会にはマーシャルからエヴェレンさんが参加され、被爆し苦しんだお母さんのことや、核廃絶に向けて取り組んでいることなど紹介されました。また竹峰誠一郎さん(明星大教授)や笹島康仁さん(フリージャーナリスト)がグローバルヒバクシャのことや核兵器禁止条約のことなど話しました。詩人のアーサーピナードさんの紙芝居の上演、県建白被曝者の会の桜木さん、被災船員の小笠原さん、ビキニ訴訟原告団の下本さん、弁護士の南さんも登壇しました。



## 第3回「お茶会(昼食会)」の報告

5月13日3か月ぶりに16名の参加者によって第3回お茶飲み会を実施できました。何度も室戸に足を運んでくれ元船員さんや遺族の方とは顔見知りの高知大学の森先生ですが、お茶飲み会初参加とのことでした。高知市教組退職教員「紙芝居を本にする会」の中島先生も高知市から初参加でおいでくれました。初参加の方がいることは会の広がりを感じることで嬉しく思います。

3か月ぶりでしたので高齢の元船員さんと遺族の皆さんの体調を案じておりましたが、前回同様変わらないお元気な姿で参加して下さったこと、前回体調を崩し参加を見合わせた久保尚さんが元気なお顔を見せて下さったこと、大変嬉しく安心しました。

前回初参加の室戸市の山下さんは連続参加して下さり会の運営を助けてくれました。参加者の平均年齢を下げるにも貢献してくれています。若きパワーは私たちを元気にしてくれます。

残念であり心配なことは連続参加して下さっていた中屋さんと、参加者を増やすために周囲に声をかけて下さっていた山田さんがお家の事情で参加できなかったことです。

会の内容は右の通りです。展示会・ビキニデーin 高知の報告では今回の展示会で開会行事ができ小笠原さんと山田さんが事実の証言と考えを話して下さったこと、そして、そこにたくさんの市職の方が参加して下さったことが報告されました。ビキニデーin 高知では小笠原さんが登壇して下さり、その反響の大きさが報告されました。その夜の打ち上げの報告で「室戸でも晩酌会をやろう！」と盛り上がりました。近日中に実施予定です。

小山さんが「被災の碑建設」について話してくれました。「滋賀丸慰霊碑」「三浦市核兵器廃絶平和都市宣言記念碑」「久保山愛吉さん墓碑」「マグロ塚」「安芸城跡と土居廊中」などの例を参考資料としてビキニ被災の事実を残し、その教訓を未来につなげるために「被災の碑建設」を提案してくれました。

「碑を作ってもそれで終われば意味がない」「核兵器の廃絶は実現されなければならない」など率直な意見が出されました。ビキニ被災の事実を残し、その教訓を未来につなげることの大事さについては一致しました。

昼食会はいつものように和やかで楽しい時間でした。母の日にちなんで、カーネーションのプレゼントがありました。参加者の皆さん本当にありがとうございました。次回もお会いできることを楽しみにしています。

次回は、8月を予定しています。晩酌会の計画も進めます。

### 会の内容

1. 近況報告
2. 展示会・ビキニデーin 高知の報告
- 3 「被災の碑」について
4. 昼食・歓談



# <調査報告> 室戸の癌を主な死因とするものの割合について

室戸では、しばしば癌で亡くなる方が多いということが話題に上ります。特にマグロ船の船員は胃がんや大腸がんなどが多いということが話題になっています。しかし、それはなんとなくそんな感じがするというものでしたので、実際はどうか調べてみました。

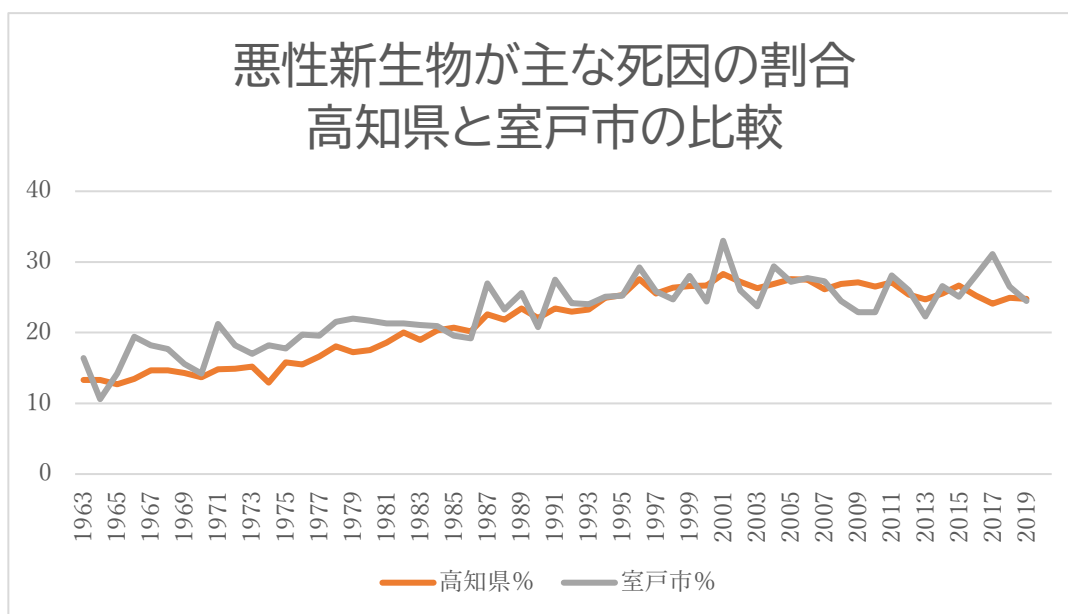
資料は、「死亡者において“悪性新生物”によるものが主な死因と考えられる割合」を高知県全体の値と室戸市の値を比較してグラフ化したものです。

グラフでは、1965年あたりから1990年あたりまで室戸市の値が明らかに県平均の値を上回っていることが判ります。1990年以降は、データ数が少ないこともあり若干上がり下がりが激しくなって見えますが、県全体的には県平均の値とほぼ同じ傾向を持っているということが判ります。

アメリカがマーシャル諸島で核実験をしたのは1946年～1962年にわたったことです。特に規模が大きかったのは1954年3月1日に実施されたブラボー実験に始まるキャッスル作戦というシリーズのものです。当時のマグロ船に乗っていたのは大半が20歳から30歳くらいの若者でした。仮に1960年に30歳だったとするならば、1970年には40歳1990年には60歳ということになります。あくまでも一つの仮説ではあるけれど、当時3000人から4000人いたと思われるマグロ船の船員の癌の発症率が室戸の値を引き上げていると考えることは可能です。そして、その船員たちの多くが早くしてなくなったとするならば、1990年以降の値が県全体と同じような傾向を持つことも一つの説として考えることは可能であると思われる。

※この資料は、単純に死亡者総数の中の悪性新生物が死因と思われる数の割合を出したものです。その悪性新生物が、どのような原因を持つものかについて厳密にしているものではありません。

※データは「高知県統計書」のもの。高知県が市町村別にデータ化しているのは1963年からである。



## < 裁判の経過 >

### ◆ 労災不認可取消請求裁判(東京地裁)

○第 5 準備書面(令和 5 年 4 月 28 日発表)の内容について簡単に紹介します

この準備書面は、二つの意見書をもとにつくられています。二つの意見書は次のようなものです

- ①星・間間意見書－被告側(全国健康保険協会)の外部被ばくの線量評価などに関する批判
- ②齋藤意見書－「間違った結論を導いてはいけない－第 13 光栄丸船員 24 名の抹消血所見について」

星・間間意見書は、協会側が元船員たちの外部被ばくの線量が極めて低く評価されているか、あるいは根拠があまりないままの評価になっているということを指摘しています。その理由を以下4点で説明しています。第 1 に軍事機密だという米軍資料が使われているということ。第 2 に、水爆実験は 3F 爆弾(核分裂-核融合-核分裂)である、また地表爆発であるのにもかかわらず「誘導放射性核種」については調査、公開がされていない。第 3 に放射性降下物の極めて線量の少ないものに限定しようとしていること。第 4 に放射性降下物が降下したものを緯度・経度 1 度(110 km)という領域の平均値を求めているということ。これは放射性降下物が濃い部分と薄い部分があることやホットスポットがあることを無視している。※「誘導放射性核種」-核分裂などにより中性子やガンマ線などが物質に衝突して核反応を起こすと、その物質が放射能を帯びることによってつくられる核種。

齋藤意見書は、第 13 光栄丸の船員 24 名の当時の血液検査データを分析しなおし、協会側のいう高線量被ばくをしたとはいえない、という主張を真っ向から批判するものになっています。協会側の主張は、24 名には貧血の症状がみられるが、それは 1 Gy 以上の被爆がないとそうはならない。被ばくがあれば白血球の減少が起こるはずだが、逆に白血球の増加がみられる。したがって、1 Gy もの被ばくがあったとは考えられない。というものです。

齋藤意見書では、長崎の西山地区や広島の子斐・高須地区でも白血球の増加と貧血の共存がみられているとしています。

東京での裁判の次回口頭弁論は 9 月におこなわれます。

### ◆ 損失補償請求裁判(高知地裁)

○第二回口頭弁論 2023.3.24 の報告 ※原告 第 4 準備書面によるもの

3 月 24 日に損失補償請求裁判の第二回口頭弁論が高知地裁で行われました。原告側からは、第 4 準備書面に沿って口頭弁論が行われました。第 4 準備書面では原告を含む 17 名の被災船員の置かれていた状況(操業場所や操業時の環境等)と被災船員の疾病や体の変調との因果関係がのべられました。

具体的には、大黒さんについては当時第 7 大丸の無線士であったこと。第七大丸は 3 月 1 日のブラボー実験時にはビキニ環礁の東方 1200 km の位置を南下中であり、3/3 から 3/9 までの間 N9 度 30 分、東経 178 度～179 度の海域で操業していたこと。その後機関故障でウェーキ島に行ったことなどがあり 4/1 に東京港での検査では船体各部から 170～700 カウントが検出されたことなどが明らかにされています。他の船に関しても同様にどこにいてどのような状況であったのかが明らかにされています。

疾病については、原告の例えば胆管癌や肝臓がん直腸がんなどの発症について、それらは「固形がん」の一種であり、原爆被爆者に関する研究によれば、固形がんの発症リスクと放射線被ばく線量には正の相関関係が認められる」と主張されています。

高知での第三回口頭弁論は 7 月 14 日が予定されています。